

別表第 1 (第 3 条関係)

補助事業者	補助要件	補助対象経費	補助対象経費※ 1 の内訳	補助率及び補助限度額
食品加工事業者、 地域団体・グループ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業を行う施設で営業を行う者が、法に基づく営業許可業種（漬物製造業、水産製品製造業、複合型冷凍食品製造業、複合型そうざい製造業、液卵製造業、食品小分け業）を営む事業者であること。</li> <li>※法施行（令和 3 年 6 月 1 日）以降、新たに営業を開始する事業者を除く。</li> <li>・県条例第 4 条に定める基準を満たすための事業であること。</li> <li>・事業完了日までに補助申請に係る営業許可を取得すること。</li> </ul>	建物の建築・改修、構造物の整備・改修に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県条例の第 4 条に定める基準を満たすために必要な建物の建築・改修、構造物の整備・改修に要する経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 3 分の 2 以内</li> <li>・補助限度額 個別施設※ 2 1,000 千円/件 共同施設※ 3 2,000 千円/件 (下限 100 千円/件)</li> </ul>
		機器等導入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県条例第 4 条に定める基準を満たすために必要な機器等の導入に要する経費（消耗品及び原材料を含む）</li> </ul>	

※ 1 消費税及び地方消費税は、補助対象外とする。

※ 2 個別施設とは、個人や法人が自らの事業のために利用する施設とする。

※ 3 共同施設とは、地域団体・グループ等が利用する施設とする。

別表第2（第5条、第6条関係）

- 1 暴力団（中土佐町暴力団排除条例（平成22年中土佐町条例第32号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 3 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 4 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 5 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 6 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 7 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 8 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 9 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。